

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山市長

公表日

令和4年11月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、介護保険被保険者の資格記録管理・保険料賦課徴収・受給者管理・給付実績管理・保険者事務共同処理等の事務を行う。以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>1 資格記録管理 ・介護保険届書、介護保険被保険者証等交付申請書等の受理 ・資格取得、喪失、異動等に関する事務</p> <p>2 保険料賦課徴収 ・保険料賦課に関する事務 ・保険料徴収に関する事務</p> <p>3 受給者管理 ・要介護申請等の届出受理 ・認定調査、認定審査、受給者等に関する事務</p> <p>4 給付実績管理 ・居宅サービス計画、高額介護、高額医療・高額介護合算、負担限度額等の届出受理 ・保険給付等に関する事務</p> <p>5 保険者事務共同処理 ・高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う事務 ・高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。</p> <p>※「5 保険者事務共同処理」については、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>
③システムの名称	介護保険システム、伝送通信ソフト、共通基盤システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保険者情報ファイル 2. 世帯員情報ファイル 3. 口座登録・連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項、同条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表7
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 1 番号法第19条第8号 別表第二の93・94・95の項、同条第9号 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p> <p>【情報提供】 1 番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、12、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項、同条第9号 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康局 保険医療部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山市総務局総務部総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 073-435-1314
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和歌山市健康局保険医療部介護保険課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 073-435-1190

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

